

災害廃棄物対策室

1. 近年の自然災害における災害廃棄物対策

近年は毎年のように全国各地で数多くの自然災害が発生している。本年 1 月には令和 6 年能登半島地震が発災し、石川県をはじめとする北陸地方に甚大な被害をもたらした。多くの自治体から、被害が大きい市町村の片付けごみ等の収集運搬及び処理等を御支援いただき、感謝申し上げます。今後も大規模な災害が発生した際には、御協力をお願いしたい。

環境省では、災害において得られた教訓等を今後の災害廃棄物対策に活かすため、災害廃棄物処理に関する実績や取組事例を検証して整理し、関係者への情報共有を行うとともに、今後の災害廃棄物対策の実効性向上のためのフィードバックを行うこととしている。自然災害は、日本中どこでも発生しうるものであり、各地方公共団体においては、災害廃棄物処理計画の策定や見直しなど事前の備えを固めて体制の強化を図っていただきたく、災害廃棄物対策を検討する際にはこれらの成果を御活用いただきたい。

なお、過去の災害における対応状況等については、環境省災害廃棄物対策情報サイト（下記 URL）に掲載しているので、適宜御参照されたい。

<参考資料>

環境省 災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物処理のアーカイブ

<http://kouikishori.env.go.jp/archive/>

（1）令和 6 年能登半島地震

令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分に石川県能登地方の深さ約 15km でマグニチュード(M)7.6 の地震が発生した。この地震により石川県輪島市や志賀町で最大震度 7 を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度 6 強や 6 弱の揺れを観測し、被害を伴った。石川県能登町や珠洲市で 4 m 以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で 5 m 以上の遡上高を観測した。

この地震では、石川県、新潟県、富山県を中心に、11 万棟を超える甚大な家屋被害が発生した。被害の最も大きかった石川県では 2 月 6 日に災害廃棄物処理の基本方針を公表し、その中で発生量推計については、解体想定数を約 22,000 棟、災害廃棄物発生推計量を約 244 万トンとしている。

また、発生した災害廃棄物の処理について、石川県が 2 月 29 日に策定した「石川県災害廃棄物処理実行計画」では、可能な限り分別・選別して再生利用することとし、県内での再生利用を約 120 万トン、海上輸送・陸上輸送による県内・県外処理施設での広域処理を約 124 万トンと見込んでいる。県外（約 38 万トン）処理は、富山県・福井県・新潟県の民間事業者等での処理としている。

環境省は本災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、1 月 2 日から職員のべ 5,587 名・日（6 月 11 日時点。現在も継続

支援中。)を被災現地に派遣し、現場の状況確認、仮置場の適切な運用や災害廃棄物処理に関する助言等を実施している。

さらに、被害の大きい石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の6市町を中心に、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」等の枠組みで、中部ブロック内に加え、全国の各ブロックから多数の自治体の職員が被災自治体に対する支援を実施している。加えて、災害廃棄物処理支援員制度(以下、「人材バンク」という。)の支援員87名、補佐職員74名を派遣し(6月11日時点。現在も継続支援中。)、災害廃棄物処理に関する助言を実施した。加えて、災害廃棄物処理支援ネットワーク(以下、「D.Waste-Net」という。)を活用した県外33市などの収集運搬車両85台による支援、技術専門家のべ1,137名・日による技術支援等を実施している(6月11日時点。現在も継続支援中。)

今回の災害では、各地で家屋等到大規模な被害が生じ、これに伴い、損壊した家屋等の大量の解体が見込まれることから、家屋解体の事務手続を行う際の参考となるよう「公費解体・撤去マニュアル」を策定・公表し、順次改訂を行っている。特に、第5版の改訂に当たっては、5月28日に法務省と連名で発出した事務連絡の内容を反映している。

(5月28日環境省・法務省事務連絡の概要)

令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について(周知)

- 倒壊、焼失、流失等により建物性が失われた家屋(倒壊家屋等)については、建物所有権等が消滅することを明記し、全員の同意がなくても公費解体・撤去を行い得ることを明らかにして、公費解体の申請手続を簡素化。職権による滅失登記手続も積極的に活用。
- 上記の倒壊家屋等に該当しない損壊家屋等について、
 - ・所有者等又はその所在が判明しない場合に、民法の所有者不明建物管理制度を活用
 - ・所有者等の全員の合意を得ることが困難である場合に、宣誓書方式を活用する際の具体的手順を明確化するとともに、宣誓書方式の積極的な活用について周知。

<参考資料>

公費解体・撤去マニュアル(第5版)

http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06_shinsai/efforts/pdf/r06_shinsai_info_240605_02.pdf

5月28日環境省・法務省連名事務連絡

http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06_shinsai/efforts/pdf/r06_shinsai_info_240428_01.pdf

(2) 梅雨前線による大雨（7月14日から7月15日の大雨）

令和5年7月14日から16日にかけて東北北部を中心に大雨となり、特に秋田県では総降水量が多い所で400ミリを超えるなど、記録的な大雨となった。

環境省はこれらの災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、7月18日から職員のべ210人・日を現地（秋田県秋田市、男鹿市、五城目町、三種町、八峰町、能代市の1県6市町）に派遣し（8月25日まで）、現場の状況確認、仮置場の適切な運用や災害廃棄物処理に関する助言等を実施した。

さらに、秋田市については、7月21日から防衛省・自衛隊と連携した災害廃棄物撤去支援を行うとともに、人材バンク支援員のべ109人・日を派遣し、災害廃棄物処理に関する助言を実施した。加えて、D.Waste-Net や、東北ブロック協議会で策定した行動計画等を活用した県内外10市の収集運搬車両のべ230(県外189+県内41)台・日（支援人員のべ600(県外527+県内73)人・日）による支援、技術専門家のべ123人・日による技術支援等を実施した。

環境省では、近年の災害の経験を踏まえ、今後の災害に備えた防衛省・環境省・自治体・ボランティア・NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した連携マニュアルを令和2年8月に策定し、当該マニュアルを関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るように体制を整備するとともに、ブロック行動計画等に基づく支援のグッドプラクティスを全国的に展開・推進するための取組を行っている。

<参考資料>

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル

http://kouikishori.env.go.jp/action/cooperation/pdf/cooperation_01.pdf

2. 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正等

東日本大震災や近年の災害における経験を踏まえ、大量に発生する災害廃棄物について円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、平成 27 年に法制度の充実を行った（平成 27 年 8 月 6 日施行）。

廃棄物処理法の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化等の規定を追加するとともに、同法施行令及び施行規則を改正し、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準の緩和等の規定を追加した。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置規定を追加した。詳細は以下参照。

（1）廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法の改正として、平時の備えを強化するための関連規定と、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置を整備した。

① 平時の備えの強化

平時の備えの強化としては、具体的には以下の規定を整備しており、地方自治体におかれては、災害が発生した場合における円滑かつ迅速な処理の確保のため、これらの規定を活用いただきたい。

（ア）災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化

災害により生じた廃棄物の処理に当たっても、平時と同様、生活環境の保全及び公衆衛生の支障を防止し、適正な処理を確保すること、また、分別、再生利用等により減量化が図られるよう配慮すること。

（イ）国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化

災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるためには、被災自治体、地元の事業者、専門家や国が緊密に連携した上で対処することが求められる。このため、災害時における廃棄物処理に関わる関係者の適切な役割分担及び連携・協力に係る責務を規定した。

（ウ）国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充

廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づき環境大臣が定めることとなっている「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に記載すべき事項として、新たに災害時における関連施策の推進と施設整備に係る事項を追加した。また、同法第 5 条の 5 に基づき都道府県が定めることとなっている「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する計画」についても、新たに災害時における事項を追加した。

② 非常災害時の廃棄物処理の特例

非常災害時における廃棄物処理に関する特例措置として、政省令改正も含め、具体的に以下の規定を整備している。

(ア) 非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例

市町村が、災害が発生した場合に設置することを予定している一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議し同意を得ておけば、非常災害が発生した際に、通常は必要な届出後の都道府県知事による基準適合の審査を経ずに施設を設置することができること。

(イ) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例

市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が受託した廃棄物の処分のために設置する一般廃棄物処理施設については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこと。

なお、本特例措置の適用には、施設の立地する市区町村における条例が必要であるため、条例の制定をお願いしたい。なお、すでに条例を制定している先行事例は以下の参考資料の通り。

<参考資料>

廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例

http://kouikishori.env.go.jp/guidance/ordinance_example/

(ウ) 非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例（省令改正）

産業廃棄物処理施設において、その産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとするとき、平時はあらかじめ届け出ることが必要だが、非常災害時において、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、その処理を開始した後、遅滞なく届け出れば足りること。また、この場合、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（廃棄物処理法施行規則第12条の7の16第1項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができること。

(エ) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例（施行令改正）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準

(※) を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができること。

(※) 再委託基準

- ① 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ② 再受託者（受託者が市町村からの受託業務を委託する者）が次のいずれにも該当すること。
 - ・委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
 - ・欠格要件に該当しないこと
 - ・再受託者が受託業務を更に他者に委託（再々委託）しないこと
 - ・一次委託契約書に再受託者となることが記載されていること
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託する際は、その収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

(2) 災害対策基本法の改正

平成 27 年の災害対策基本法の改正においては、大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する環境大臣による指針の策定を法定化するとともに、大規模な災害時の環境大臣による処理の代行措置を整備した。

この改正においては、大規模な災害が生じ、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要であるとして、その災害が政令で指定された場合、環境大臣が当該災害により発生した廃棄物の処理の指針を定めることとした。

また、特別措置法で規定していた環境大臣による廃棄物処理の代行について、大規模な災害が起こった場合の廃棄物処理の特例措置として追加することとした。具体的には、市区町村機能が著しく損なわれるような規模の災害が発生した場合、既に規定している廃棄物処理の特例や近隣自治体への事務委任によってもなお、廃棄物の処理が滞ることも想定されるため、被災市区町村からの要請に基づき、一定の要件に該当する場合に環境大臣が廃棄物処理の代行をすることとした。

3. 自治体における災害廃棄物対策及び各種支援

(1) 自治体による災害廃棄物の処理に関する計画の策定

東日本大震災以降も毎年全国各地で大規模な災害が起きている。これらの災害では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、その被災状況に鑑み、環境省職員や D.Waste-Net の専門員からなる現地支援チームを被災地に派遣し、仮置場を巡回して分別方法について助言するなどきめ細かい対応を行ってきた。さらに災害廃棄物対策推進検討会等において、災害廃棄物処理実績を検証し、具体的な災害廃棄物処理計画の策定（発災時において各自治体に対応体制の構築、仮置場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項をとりまとめたもの）等の事前の備えを進めておくことの重要性が示された。

自治体の災害廃棄物処理計画の策定率は徐々に上昇してきている（都道府県：100%、市区町村：80%（令和5年3月末時点））。計画が未策定の自治体においては早急に対応いただきたい。

(2) 災害廃棄物処理計画策定支援事業の実施

令和4年5月に改正された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」における附帯決議で「実効ある災害廃棄物処理計画の作成」が求められている。さらに、総理や財務大臣もメンバーとなっている中央防災会議において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進基本計画」が令和4年9月末に取りまとめられ、その中で、国は、特に処理計画未策定の中小規模の地方公共団体を対象に支援事業を実施し処理計画策定の促進を図ること、災害廃棄物処理計画の策定率を令和7年度までに70%（推進地域の市町村）に近づけることを目指すこととされた。

そのため、令和5年度には、特措法に基づき指定された「対策推進地域」内の地方自治体のうち、財政力指数が低いなど、国の支援がなければ「災害廃棄物処理計画」の策定が進まない「町村」を対象に、「災害廃棄物処理計画」の策定支援補助を実施している。

（防災対策地域の災害廃棄物処理計画策定率：66%（令和5年3月末時点））

(3) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物処理のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

このため、各市区町村におかれては、平時の備えとして、災害時において

市区町村（市区町村自らのほか、市区町村の委託を受けた者（委託業者）や市区町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者（許可業者）を含む）が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処分・再生）事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組をお願いしたい。

平成 28 年 9 月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」においても、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性確保に関する取組の必要性を明記したところであり、改めて御確認いただきたい。

また、環境省では、令和 2 年 2 月に市区町村が災害時初動対応を迅速かつ確実に行うための検討事項及びチェックリスト等を取りまとめたガイダンス文書として「一般廃棄物処理に関する災害時初動対応の手引き」を策定し、さらに近年の災害の経験を踏まえて令和 3 年 3 月に改定し、また、本手引きの普及のための動画の作成も行った。本手引きを御活用いただき、災害に対する備えを進めていただきたい。

令和 5 年 6 月には、「一般廃棄物処理の安定的な継続のための体制強化について（通知）」（令和 5 年 6 月 30 日付け環循適発第 2306302 号、環境省環境再生・資源循環局長通知）を発出し、今後も災害発生時における廃棄物の適正処理を確保するため、一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体との連携をいっそう緊密にし、平時から、委託業者や許可業者とも協力の上で支援可能な資機材や災害時の連絡体制等を把握し、事業継続計画や災害廃棄物処理計画に反映させるとともに、関係者間での連絡体制の確立や訓練の実施等により、その実効性の向上に努めていただくよう、廃棄物処理事業の安定的な継続のために、平素からの備えが重要であることを改めて周知した。

< 参考資料 >

地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン

http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/jyuen_guidelines.pdf

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/H28tebiki.pdf>

市区町村のための業務継続計画作成ガイド

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf>

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応（動画）

http://kouikishori.env.go.jp/document_video/

(4) 災害等廃棄物処理及び処理施設災害復旧に係る事務処理

近年、大量の災害廃棄物が発生する台風等の大規模災害が多発している。環境省では、こうした災害のために市町村等が実施する災害等廃棄物の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用に対し通常1/2の国庫補助を行っている。また、災害等廃棄物処理について令和4年度は約120市町村等において約145億円（国庫補助金ベース）、令和5年度は約128市町村等において約96億円（同）の予算が措置された。

こうした災害廃棄物等に係る財政支援の活用にあたっては、各市町村等より被災の報告をいただき、環境省及び管轄の財務局の立会のもと、災害査定を行うこととなるが、災害査定にあたっては、当該事業の必要性はもとより、根拠資料等が十分整っているかについても審査を行うこととなる。

補助金申請に必要となる報告書等の作成にあたっては、市町村等の実務担当者から「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。そのため、こうした実務担当者の声を形にするべく、随時、自治体担当者向けの「災害関係業務事務処理マニュアル」を改訂し、各都道府県を通じ市町村等に周知している。

また、直近では、市町村等の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点からも各種書類に添付する資料を必要最小限のものとなるよう、令和5年12月に災害関係業務事務処理マニュアルの更なる改訂を行った。今後とも災害廃棄物処理等に関しては被災市町村等や都道府県と連絡を密にし、被災直後の自治体の負担軽減を図るとともに、自治体が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう環境省としてもできる限りの支援を行っていく考えである。各都道府県におかれては、管内市町村等における、災害等廃棄物の処理や廃棄物処理施設の復旧に当たり、災害関係業務事務処理マニュアルも参考にしつつ、前広に管轄の地方環境事務所に相談頂きたい。

<参考資料>

災害関係業務事務処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/content/000087678.pdf>

(5) 災害廃棄物対策における情報の集約、発信サイト

過去の災害において得られた災害廃棄物処理に係る知見や技術は、今後の対策を検討する上で有用な情報源となるため、「災害廃棄物処理情報サイト」において集約し発信している。具体的には各災害において発出した通知や災害廃棄物処理対策に関する情報を発信しており、令和5年度においても令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号や、令和6年能登半島地震についての情報を掲載している。

また、今般、当該サイトに自治体担当者向け情報一覧のページを設けるなど、わかりやすい情報発信を進めている。今後も、関連情報の集約・発信をさらに図っていく。

<参考資料>

災害廃棄物処理情報サイト

<http://kouikishori.env.go.jp/>

自治体担当者向け情報

http://kouikishori.env.go.jp/for_municipalities/index.html

災害廃棄物情報プラットフォーム（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/>

（６）循環交付金等を活用した廃棄物処理システムの強靱化

平成 27 年度より、これまでの循環型社会形成の推進という観点から循環型社会形成推進交付金により行ってきた一般廃棄物処理施設への支援に加えて、災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という 2 つの柱を前面に打ち出して支援を充実した。

これは、廃棄物処理施設を、地域の防災拠点として、災害時には自立稼働して地域の災害廃棄物を受け入れ、災害廃棄物の処理に伴い発生するエネルギーを高効率に回収し、公共施設や避難所等に電気・熱を供給できるインフラとし、廃棄物処理システムの強靱性を確保することを念頭に置いたものである。

各都道府県におかれては、同交付金等の活用などを通じて、廃棄物処理施設の強靱化、災害拠点化が図られるよう、管下市区町村への周知、働きかけをお願いしたい。

（７）地域ブロック協議会における取組

地域の災害廃棄物対策を強化するために、地方環境事務所が中心となり全国 8 か所に地域ブロック協議会を設置し、都道府県や主要な市区町村、地域の民間事業者や有識者等の参加の下、都道府県の枠を超えた地域ブロック内の実効性のある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めている。また、セミナーやワークショップ等を開催し、自治体の災害廃棄物処理計画策定の支援や人材育成、災害廃棄物対策に関する最新の情報提供・共有を継続している。

さらに、大規模災害も想定した平時からの備えとして、災害廃棄物の発生量の想定や地域ブロックにおける廃棄物処理に係る計画や対策等の検討を行っており、平成 27 年 11 月に策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を活用し、全ての地域ブロックにおいて、

災害廃棄物対策行動計画を策定した。令和2年においても令和2年7月豪雨において、関東地方及び中部地方のブロック協議会で策定した行動計画により、支援自治体による被災自治体の人的支援や広域処理等が行われた。今後は必要に応じて行動計画の見直しを実施していく予定である。

各都道府県及び各市区町村におかれては、地方環境事務所が中心となって設置した協議会等において、行動計画の運用や必要な訓練等が実施されるよう引き続き御協力をお願いしたい。

<参考資料>

大規模災害時廃棄物対策北海道協議会

http://hokkaido.env.go.jp/recycle/post_27.html

東北地方災害廃棄物対策ブロック協議会

<http://tohoku.env.go.jp/recycle/index.html>

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

<http://kanto.env.go.jp/post.html>

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

http://chubu.env.go.jp/recycle/mat/r_8.html

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

http://kinki.env.go.jp/recycle/web_2.html

災害廃棄物中国ブロック協議会／災害廃棄物四国ブロック協議会

http://chushikoku.env.go.jp/recycle/mat/m_7_1.html

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

http://kyushu.env.go.jp/recycle/post_7.html

(8) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク（有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等から構成）を平成27年9月に発足し、平成29年1月に一般廃棄物処理業界団体や（公社）日本ペストコントロール協会等、平成30年12月に（公社）におい・かおり協会と（公財）自動車リサイクル促進センターを追加し、体制を強化している。

D. Waste-Net は、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、平時、発災時の各局面において支援活動を行うこととしている。具体的には、発災時には、初動対応における災害廃棄物処理体制の構築や処理困難物等に関する技術的助言、復旧・復興対応における災害廃棄物量の推計や災害廃棄物処理実行計画の策定支援等を行い、また、平時には自治体に

よる災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援を行うこととしている。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、正式発足の直前から支援活動を実施し、平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年大阪府北部地震、7 月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年 8 月の前線に伴う大雨、台風第 15 号及び第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 8 月前線による大雨、令和 4 年 8 月 3 日からの大雨、台風第 15 号で支援を実施した。令和 5 年度も令和 6 年能登半島地震等で支援活動を展開している。

また、D.Waste-Net の平時の取組として、平成 28 年度に（国研）国立環境研究所に「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」を策定いただいた。本ガイドブックは、災害廃棄物分野における人材育成の基本的な考え方を取りまとめた「総論編」と、ワークショップ型研修を災害廃棄物分野で実践する上での留意点や設計の考え方等を示した「ワークショップ型研修編」が策定されている。各都道府県及び各市区町村におかれては、災害廃棄物分野の人材育成の戦略や事業を主体的かつ効果的に考えるための手引きとして、御活用いただきたい。

＜参考資料＞

D.Waste-Net サイト

http://kouikishori.env.go.jp/action/d_waste_net/

災害廃棄物に関する研修ガイドブックサイト（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/index.html>

（９）災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

最近の災害において、これまで災害廃棄物処理を経験した地方自治体職員が、被災地のニーズを踏まえた現場の目線で支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献してきた一方で、派遣できる人材が具体的に整理されたものが少ない状況であった。

このような背景から、災害廃棄物処理を経験した地方自治体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援して頂くことを目指すことを目的とした「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」を策定した。

令和 3 年 7 月 1 日からの大雨及び 8 月前線による大雨、令和 4 年 8 月 3 日からの大雨及び台風第 15 号では、新型コロナウイルス感染症対策に注意しつつ、災害廃棄物処理の経験と知見がある自治体職員を被災自治体へ派遣し、災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成支援や家屋解体になどに関する助言を行った。令和 5 年度も令和 6 年能登半島地震等において、石川県や富山県の被災自治体等に入り現地支援を実施した。平時においても、「災害廃棄物処理支援員」を対象としたオンライン研修などを実施している。今後も、災害発生時の体制強化のため、人材バ

シクの発展に取り組んでいく。

令和6年3月29日時点において、都道府県から78名、市区町村から212名、合計290名の方に災害廃棄物処理支援員として登録していただいた。また、登録内容を分析したところ、水害の経験者が最も多かった。地震の経験者が少ないため、推薦出来る職員がいれば、ぜひ御登録をお願いしたい。

4. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策に関する検討について

(1) 国土強靱化に係る動向

国土強靱化に関する施策の策定、推進に当たっては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、平成 30 年 12 月には同計画の見直しが行われた。見直し後の同計画において、廃棄物処理については「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、以下の推進方針を示している。

都道府県、市区町村による災害廃棄物処理計画の策定や見直し、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入も含む、災害に強い廃棄物処理施設の整備、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物発生量の推計に合わせた仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保、災害廃棄物の再生利用の推進等と、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を行う。これらの、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルでの取組を平時から進めることにより、災害廃棄物の広域連携体制の構築を進め、廃棄物処理システムの強靱化を図る。

(2) 災害廃棄物対策に係る数値目標

平成 30 年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会のための指標・数値目標が設定されており、それぞれ下表のとおり災害廃棄物に関する数値目標が設定されている。一部の指標に関しては目標値を達成していることから第五次循環型社会形成推進基本計画に向け、指標の見直しを進めている。

指標	数値目標	目標年次
災害廃棄物処理計画策定率（代表指標）	都道府県 100% 市区町村 60%	2025 年度
災害時再稼働可能な施設の割合	50%	
ごみ焼却施設における老朽化対策	85%	
災害廃棄物に係る仮置場整備率	70%	
災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	都道府県 80% 市区町村 60%	
災害に係る有害廃棄物対策検討実施率	100%	

(3) 環境省における検討

大規模な災害は、その被災地域が都道府県内外にまたがる、また隣接する都道府県間のみでは必要な対応が行えない等により、通常災害とは次元の異なる対応が必要となる。このため、国、都道府県、市区町村、民間事業者等の各主体が平時から備えておくべき大規模災害特有の事項について、関係者が一丸となって対策を行っていくことが重要である。

災害廃棄物対策推進検討会

平成 28 年度から新たに災害廃棄物対策推進検討会を開催し、災害発生時における廃棄物対策について総合的な検討を進めている。

令和 5 年度は、①令和 5 年度に発生した自然災害を中心に災害廃棄物処理に関する実績の蓄積・検証、②最新の処理施設情報を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の災害廃棄物の広域処理量や広域輸送方法と輸送量の推計、③災害廃棄物発生量新推計式の検証、④災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインや災害廃棄物処理体制と業務等の利用状況に関する調査、⑤令和 4 年度災害対応を実施した自治体の対応に関する検証会やヒアリング等の実施等を進めた。

特に②の検討の結果、日本海溝・千島海溝周辺型地震においては、日本海溝モデルで 4,118 万トン、千島海溝モデルでは 1,599 万トンの災害廃棄物が発生する見込みとなっており、被災が見込まれる自治体内での実効性ある事前の備えの推進と、国における広域処理も見据えた事前の検討を、引き続き推し進めていく必要がある。

<参考資料>

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee.html>

大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について

http://kouikishori.env.go.jp/action/investigative_commission/future_consideration/pdf/future_consideration_01.pdf

災害廃棄物対策に関して今後検討すべき事項とその進め方（令和 5 年 3 月）

http://kouikishori.env.go.jp/action2/investigative_commission/future_consideration/future_consideration_r0503.html

災害廃棄物対策推進検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2.html>

災害廃棄物対策指針

<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/>

(4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対策に関する検討

中央防災会議では、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、これまで南海トラフ地震、首都直下地震について最大クラスの地震・津波を想定した防災対策の検討を進めてきた。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においても、令和2年4月に最大クラスの震度分布・津波高等の推計結果が、令和3年12月に被害想定が公表されている。そして、令和4年5月には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が成立し、法律に基づく各種対策計画の策定も現在進行中である。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域の自治体におかれては、引き続き災害廃棄物処理計画の策定・見直しなど、これら大規模災害を見据えた災害廃棄物対策を進めていただきたい。環境省としても、3.(2)のとおり策定支援補助を実施しているところであり、今後も被害が想定される地域を中心として支援策に取り組んでいく。

<参考資料>

内閣府防災 HP 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/index.html

(5) 総務省行政評価局における行政評価勧告

令和4年2月に総務大臣から環境大臣に対して、「災害廃棄物対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告がなされた。勧告では、災害廃棄物対策には「事前の備え」が重要であるとした上で、その向上のために、水害も想定した災害廃棄物発生量の推計や、仮置場候補地の選定に向けた地方自治体への効果的な支援などが環境省に対して求められた。

環境省としては勧告を踏まえて、仮置場候補地の選定における課題の把握・検証や、ブロック協議会やセミナーなどを通じた地方公共団体に対する支援を引き続き進めていく予定であり、令和5年6月に勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)を回答した。

災害廃棄物処理計画が未策定の自治体におかれては、計画策定による災害廃棄物処理対策の強化を、また、策定済みの自治体におかれても、地震・水害など様々な災害を想定し、計画の実効性を高めるなど、引き続き対策の強化をお願いしたい。

<参考資料>

総務省報道発表 HP 災害廃棄物対策に関する行政評価・監視<結果に基づく勧告>

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_040225000155147.html